

香川県薬局における賃上げ・物価上昇に対する支援給付金交付要綱

(通則)

第1条 香川県薬局における賃上げ・物価上昇に対する支援給付金（以下「本給付金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援事業実施要綱（令和8年1月26日付け医政発0126第67号厚生労働省医政局長通知・医薬発0126第1号厚生労働省医薬局長通知）、香川県補助金等交付規則（平成15年香川県規則第28号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 本給付金は、薬局（保険薬局に限る。以下同じ。）が賃金・物価上昇の影響を受けている状況を踏まえ、従事者の処遇改善及び薬局における経営の改善に向けて、薬局の経営状況も踏まえつつ、薬局が物価を上回る賃上げを実現するとともに、保険調剤等に必要な経費に係る物価上昇への対応を図るため、薬局に給付金を支給することにより、地域医療提供体制の確保を図ることを目的とする。

(事業の内容)

第3条 本給付金は、薬局が行う以下の事業に必要な経費を支給するものとする。

- (1) 薬局が行う賃上げ（以下「賃上げ支援事業」という。）
- (2) 薬局が、令和6年度診療報酬改定以降の物価動向等を背景とする足元の物価高騰に対応できるよう、保険調剤等に必要な経費に係る物価上昇への対応（以下「物価支援事業」という。）

(給付対象施設等)

第4条 本給付金の給付対象となる者、施設、給付対象となる事業、支給額及び留意事項の本給付金における具体的な内容は、別表1及び別表2に掲げるものとする。

(交付申請等)

第5条 給付金を受けようとする対象施設の運営主体等（以下「申請者」という。）は、別紙様式を、別途定める日までに知事に提出するものとする。

2 知事は、前項の規定にかかわらず、必要に応じて関係書類等を提出させることができる。

(交付決定及び額の確定の通知)

第6条 知事は、前条第1項に基づく申請書の提出があったときには、当該申請書の内容を審査し、給付金を交付すべきものと認めたときは交付決定を行うとともに、交付すべき給付金の額を確定し、その旨を申請者に通知するものとする。

(給付金の交付)

第7条 知事は、前条の規定による交付決定及び額の確定後に、申請者に対し、給付金を交付するものとする。

(賃金改善報告)

第8条 申請者は、賃上げ支援事業に係る給付金の交付を受けたときは、賃金改善報告書を、別途指定する様式により、別に定める期日までに知事に提出するものとする。

(交付の条件)

第9条 この給付金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (3) 給付金と事業に係る収入と支出との関係を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿等及び証拠書類を給付金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
- (4) 本給付金の交付と対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。

(交付決定の取消し及び給付金の返還)

第10条 知事は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、給付金の交付決定を取消し、又は変更することができる。この場合において、既に給付金が交付されているときには、知事はその全部又は一部の返還を求めることができ、申請者は知事からの請求に応じ給付金を返還しなければならない。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 給付金の交付を受けた後に交付対象施設等の要件に該当しないことが明らかとなつたとき。
- (3) その他不正な手段により給付金の交付を受けたことが明らかとなつたとき。

(加算金)

第11条 前条の規定により給付金の返還を命ぜられた者は、その命令に係る給付金の受領の日から返還の日までの日数に応じ、当該返還を命ぜられた給付金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

- 2 前項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、前条の規定により給付金の返還を命ぜられた者の納付した金額が返還を命ぜられ給付金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた給付金の額に充てられたものとする。
- 3 第1項の加算金の額の計算につき同項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(延滞金)

- 第12条 第10条及び別表（第4条関係）の規定により給付金の返還を命ぜられた者が、知事が指定する納期限までに納付しなかったときは、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。
- 2 前項の規定により延滞金を納付しなければならない場合において、返還を命ぜられた給付金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。
- 3 前条第3項の規定は、第1項の延滞金について準用する。

(電子情報処理組織を使用して行う手続の特例)

- 第13条 第5条及び第8条の規定による申請等については、電子情報処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請又は報告をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行わせることができる。
- 2 前項の規定により行われる申請又は報告については、香川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成16年香川県規則第73号）の規定の例による。

(その他)

- 第14条 この要綱に定めるもののほか、給付金の交付等に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年2月20日から施行する。

別表1（第4条関係）

賃上げ支援事業

| (1) 給付対象者 | <p>令和8年1月1日及びこの事業の申請の日において、薬局の事業を行っている薬局開設者であり、かつ、申請時点で事業を休止又は廃止する予定がない者ただし、以下①から⑥のいずれかに該当する者は、支給の対象外とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 国、地方公共団体 ② 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者 ③ 県税に未納がある者 ④ 労働基準法、労働災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられた者 ⑤ 労働保険料の未納がある者 ⑥ ①から⑤に定める者のほか、賃上げ支援事業による給付金の趣旨に照らして適当でないと知事が認めた者 | | | | | | | | | | |
|--|---|----|-----|--|------------|---|------------|--|---------|--|--|
| (2) 給付対象施設 | <p>薬局のうち、以下①から④に該当する施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 香川県内に所在すること。 ② 令和8年1月1日において、休止又は廃止していないこと。また、申請時点まで令和8年1月2日以降に休止又は廃止する予定でないこと。 ③ 令和7年4月1日から申請時点までに調剤報酬請求の実績があること。 ④ 令和8年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料を、令和8年6月1日時点で届け出ることを誓約する施設^{※1} <p>※1 賃金改善報告書（様式別途指定）において、令和8年6月1日から、令和8年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料を届け出たことを報告する。なお、現在、国において当該評価料の内容が検討されており、今後、変更があり得ることから、結果として当該評価料の対象とならなかつた場合の取扱いは、返還も含めて、厚生労働省と協議の上、決定する。</p> | | | | | | | | | | |
| (3) 支給額 | <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="354 1176 1044 1230">区分</th> <th data-bbox="1044 1176 1389 1230">支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="354 1230 1044 1306">所属する同一グループ内の保険薬局の数として1以上5以下（当該保険薬局を含む。）である保険薬局</td> <td data-bbox="1044 1230 1389 1306">14.5万円×施設数</td> </tr> <tr> <td data-bbox="354 1306 1044 1382">所属する同一グループ内の保険薬局の数として6以上19以下（当該保険薬局を含む。）である保険薬局</td> <td data-bbox="1044 1306 1389 1382">10.5万円×施設数</td> </tr> <tr> <td data-bbox="354 1382 1044 1459">所属する同一グループ内の保険薬局の数として20以上（当該保険薬局を含む。）である保険薬局</td> <td data-bbox="1044 1382 1389 1459">7万円×施設数</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="354 1459 1389 1584">「所属する同一グループ内の保険薬局の数」とは、厚生（支）局へ提出した「保険薬局における施設基準届出状況報告書」又は「特掲診療料の施設基準等に係る届出書」に記載している令和7年4月30日時点の数とする。別表2において同じ。</td></tr> </tbody> </table> | 区分 | 支給額 | 所属する同一グループ内の保険薬局の数として1以上5以下（当該保険薬局を含む。）である保険薬局 | 14.5万円×施設数 | 所属する同一グループ内の保険薬局の数として6以上19以下（当該保険薬局を含む。）である保険薬局 | 10.5万円×施設数 | 所属する同一グループ内の保険薬局の数として20以上（当該保険薬局を含む。）である保険薬局 | 7万円×施設数 | 「所属する同一グループ内の保険薬局の数」とは、厚生（支）局へ提出した「保険薬局における施設基準届出状況報告書」又は「特掲診療料の施設基準等に係る届出書」に記載している令和7年4月30日時点の数とする。別表2において同じ。 | |
| 区分 | 支給額 | | | | | | | | | | |
| 所属する同一グループ内の保険薬局の数として1以上5以下（当該保険薬局を含む。）である保険薬局 | 14.5万円×施設数 | | | | | | | | | | |
| 所属する同一グループ内の保険薬局の数として6以上19以下（当該保険薬局を含む。）である保険薬局 | 10.5万円×施設数 | | | | | | | | | | |
| 所属する同一グループ内の保険薬局の数として20以上（当該保険薬局を含む。）である保険薬局 | 7万円×施設数 | | | | | | | | | | |
| 「所属する同一グループ内の保険薬局の数」とは、厚生（支）局へ提出した「保険薬局における施設基準届出状況報告書」又は「特掲診療料の施設基準等に係る届出書」に記載している令和7年4月30日時点の数とする。別表2において同じ。 | | | | | | | | | | | |

| | |
|-------------------|--|
| <p>(4) 給付対象事業</p> | <p>薬局は本給付金を活用して、対象職員の賃金改善を行うこと。</p> <p>① 賃上げの対象職員 薬局の開設者と労働契約を締結している者(非常勤職員含む。)※2 ※2 薬局の管理者、薬局開設者(法人にあっては当該法人の役員、個人事業主にあっては当該個人)は対象外</p> <p>② 賃金改善の内容</p> <p>ア 原則として、本給付金を活用して、令和7年12月から令和8年5月までの間に対象職員のベースアップ(基本給又は決まって毎月支払われる手当の引き上げ。以下同じ。)を実施するとともに、令和8年6月1日から当該ベースアップの水準を維持又は拡大すること。</p> <p>イ 賃金表や給与規程等の変更に時間をする場合は、令和7年12月から令和8年3月までの最大4ヶ月分の一時金又は特別手当を、令和8年3月までの間に対象職員に支給することとしても可。ただし、その場合は4月から5月までベースアップを実施するとともに、支給した一時金又は特別手当に相当する水準のベースアップを令和8年6月1日から行うこと。</p> <p>ウ 賃金改善の内容には賃金水準や基本給の引上げに伴い増加する法定福利費等の事業主負担分も含むものとする。</p> <p>エ 定期昇給による賃金の上昇部分、診療報酬及び他の補助金等を財源として行っている部分に本給付金を充てることはできない。</p> <p>[補足事項] 令和7年度の対象職員のベースアップについて、令和7年3月31日時点の賃金水準と比較して2.0%を上回って実施している場合は、令和7年12月から令和8年5月までの間の当該2.0%を上回る部分に本事業の支給額を充てることができる。その上で余剰が生じている部分は賃金改善に充てること。</p> |
| <p>(5) 留意事項</p> | <p>① 賃金改善の水準及び配分について</p> <p>ア 事業により賃金改善を行う時点から令和8年5月までの間、賃金項目(業績等に応じて変動するものを除く。)の水準を低下させないこと。</p> <p>イ 著しく偏った配分(一例として、一部の対象職員のみに賃金改善を集中させる、同一法人内的一部の施設のみに賃金改善を集中させる等)は行わないこと。</p> <p>ウ なお、現在、ベースアップ評価料の対象とされていない職種の賃金改善にも配分することはできるが、当該職種が令和8年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料の対象とならない場合、当該職種の令和8年6月以降のベースアップのための特別の財源は措置されない点に留意すること。</p> <p>② 給付金の返還について</p> <p>ア 薬局は本給付金を活用して令和8年3月までの間に賃金改善を実施し、6月1日からベースアップを実施したことを、知事に報告する。具体的には、賃金改善報告書(様式は別途指定)を別途定める日までに知事に提出し、知事は(3)で算定した支給額の全部が(4)の内容に充てられていることを確認する。その確認の結果、(3)で算定した支給額の全部又は一部が(4)の内容に充てられていなかった場合、薬局は当該未充当部分を返還するものとする。</p> <p>イ 給付金の支給を受けた日以降に正当な理由なく休止又は廃止した場合、薬局は給付金の全部を返還するものとする。ただし、事業譲渡等による廃止であって譲受先において引き続き診療等を継続している等、知事がやむを得ないと認める場合はその限りではない。</p> <p>ウ 申請内容を偽り、その他不正の手段により給付金の支給を受けたと認められる場合、薬局は給付金の全部を返還するものとする。</p> <p>エ アからウに掲げるもののほか、本給付金の交付決定の条件等に違反した場合</p> |

別表2（第4条関係）

物価支援事業

| | | |
|--------------|---|-----------|
| (1) 給付対象者 | 令和8年1月1日及びこの事業の申請の日において、薬局の事業を行っている薬局開設者であり、かつ、申請時点で事業を休止又は廃止する予定がない者ただし、以下①から④のいずれかに該当する者は、支給の対象外とする。 ① 国、地方公共団体 ② 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者 ③ 県税に未納がある者 ④ ①から③に定める者のほか、物価支援事業による給付金の趣旨に照らして適当でないと知事が認めた者 | |
| | (2) 給付対象施設 薬局のうち、以下①から③に該当する施設 ① 香川県内に所在すること。 ② 令和8年1月1日において、休止又は廃止していないこと。また、申請時点で令和8年1月2日以降に休止又は廃止する予定でないこと。 ③ 令和7年4月1日から申請時点までに調剤報酬請求の実績があること。 | |
| | 区分 | 支給額 |
| | 所属する同一グループ内の保険薬局の数として1以上5以下（当該保険薬局を含む。）である保険薬局 | 8.5万円×施設数 |
| | 所属する同一グループ内の保険薬局の数として6以上19以下（当該保険薬局を含む。）である保険薬局 | 7.5万円×施設数 |
| (3) 支給額 | 所属する同一グループ内の保険薬局の数として20以上（当該保険薬局を含む。）である保険薬局 | 5万円×施設数 |
| | ①給付金の返還について 給付金の支給を受けた薬局が、以下のア又はイに定める事項に該当する場合、支給された給付金の全部を返還するものとする。 ア 給付金の支給を受けた日以降に正当な理由なく休止又は廃止した場合。ただし、事業譲渡等による廃止であって譲受先において引き続き保険調剤等を継続している等、知事がやむを得ないと認める場合はその限りではない。 イ 申請内容を偽り、その他不正の手段により給付金の支給を受けたと認められる場合 ウ ア及びイに掲げるもののほか、本給付金の交付決定の条件等に違反した場合 | |
| | | |
| | | |
| (4) 留意事項 | | |